

不利益処分に係る処分基準(法)

さきたま緑道・花の里緑道

指定管理者：街活性室・三島造園共同事業体

不利益処分に係る処分基準

この資料の利用上の御注意

この資料は、街活性室・三島造園共同事業体以下「当事業体」と略称します。)で所管している不利益処分に係る処分基準等を、行政手続法第12条第1項の規定により公にするもので、法令名の五十音順、処分の根拠条項順に登載しています(適用除外処分については登載していません。)

この資料をご覧になる場合には、次のような点に御注意ください。

なお、御不明の点は、担当の職員におたずねください。

1 関連する法令の規定及び解釈文書等

不利益処分に係る法令の趣旨を明らかにするもので、関連する法令の規定には、根拠条項以外に当該不利益処分の要件等に関する法令の規定がある場合にその規定を記載しています。

また、解釈文書等には、根拠条項又は関連する法令の規定についての解釈に関する文書等(条文解釈、解釈通達等)がある場合に、その文書等の名称を記載しています。

2 処分基準

処分基準とは、不利益処分の適否、その内容又は程度について行政庁が法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことで、各行政庁が定めることとされています。

ただし、次のような場合には、処分基準は設定できませんので、「設定できません。(理由:①)」のように表示しています。

- ① 不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めにより具体的に規定され尽くされている場合
- ② 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である場合
- ③ 処分の先例がないか、稀であるもの又は当面事案の発生が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難な場合

また、処分基準を公にすることにより脱法的な行為が助長されるおそれがあることなどにより公にできない場合は、「公にできません。(理由:.....)」と表示しています。

不利益処分に係る処分基準等(1)

1 不利益処分の内容

利用の条件の変更、停止及び許可の取消し

2 根拠法令・条項

埼玉県都市公園条例(昭和36年埼玉県条例第38号)第13条

3 整理番号

ウ36-38-13条-20180401

4 関連する法令の規定及び解釈文書等

なし

5 処分基準

設定できません。(理由:③)

6 不利益処分を行う権限を有する行政庁

大宮公園事務所長、宮繕・公園事務所長

7 担当機関

街活性室・三島造園共同事業体

不利益処分に係る処分基準等(2)

1 不利益処分の内容

立ち入りの禁止等

2 根拠法令・条項

埼玉県都市公園条例(昭和36年埼玉県条例第38号)第16条

3 整理番号

ウ 36-38-16 条-20180401

4 関連する法令の規定及び解釈文書等

なし

5 処分基準

設定できません。(理由:③)

6 不利益処分を行う権限を有する行政庁

大宮公園事務所長、宮繕・公園事務所長

7 担当機関

街活性室・三島造園共同事業体